



富運輸第453号の2
富運整第269号の2
平成29年10月6日

旅客自動車運送事業者 殿

富山運輸支局長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙写し（平成29年10月3日付け北信交旅第426号、北信交監第122号、北信技保第60号）のとおり通知があったので、了知願います。



北信交旅第 4.2.6 号
北信交監第 1.2.2 号
北信技保第 60 号
平成 29 年 10 月 3 日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙写し（平成 29 年 9 月 29 日付け国自安第 112 号、国自旅第 162 号、国自整第 169 号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者
に周知願います。

国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

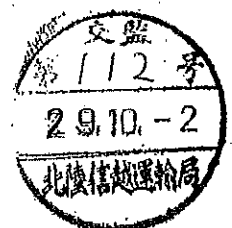
自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自整第 4 7 号
平成 20 年 9 月 28 日
一部改正 国自安第 1 17 号
国自旅第 1 19 号
国自整第 1 91 号
平成 21 年 1 月 20 日
一部改正 国自安第 1 06 号
国自旅第 1 08 号
国自整第 1 06 号
平成 22 年 4 月 28 日
一部改正 国自安第 1 27 号
国自旅第 1 40 号
国自整第 1 46 号
平成 23 年 3 月 31 日
一部改正 国自安第 1 31 号
国自旅第 1 76 号
国自整第 1 69 号
平成 24 年 4 月 16 日
一部改正 国自安第 1 34 号
国自旅第 1 06 号
国自整第 2 06 号
平成 24 年 6 月 29 日
一部改正 国自安第 2 05 号
国自旅第 2 56 号
国自整第 2 09 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 2 08 号
国自旅第 2 33 号
国自整第 2 70 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 2 18 号
国自旅第 1 05 号
国自整第 3 13 号
平成 24 年 8 月 15 日
一部改正 国自安第 3 18 号
国自旅第 1 58 号
国自整第 1 22 号
平成 24 年 11 月 16 日
一部改正 国自安第 1 16 号
国自旅第 1 14 号
国自整第 1 14 号
平成 25 年 5 月 15 日
一部改正 国自安第 1 15 号
国自旅第 1 70 号
国自整第 1 78 号
平成 25 年 7 月 24 日
一部改正 国自安第 1 88 号
国自旅第 1 84 号
国自整第 1 26 号
平成 25 年 7 月 27 日
一部改正 国自安第 1 27 号
国自旅第 1 20 号
国自整第 1 23 号

国自整第 4 7 号
平成 20 年 9 月 28 日
一部改正 国自安第 1 17 号
国自旅第 1 19 号
国自整第 1 91 号
平成 21 年 1 月 20 日
一部改正 国自安第 1 06 号
国自旅第 1 08 号
国自整第 1 06 号
平成 22 年 4 月 28 日
一部改正 国自安第 1 27 号
国自旅第 1 40 号
国自整第 1 46 号
平成 23 年 3 月 31 日
一部改正 国自安第 1 31 号
国自旅第 1 76 号
国自整第 1 69 号
平成 24 年 4 月 16 日
一部改正 国自安第 1 34 号
国自旅第 1 06 号
国自整第 2 06 号
平成 24 年 6 月 29 日
一部改正 国自安第 2 05 号
国自旅第 2 56 号
国自整第 2 09 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 2 08 号
国自旅第 2 33 号
国自整第 2 70 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 2 18 号
国自旅第 1 05 号
国自整第 3 13 号
平成 24 年 8 月 15 日
一部改正 国自安第 3 18 号
国自旅第 1 58 号
国自整第 1 22 号
平成 24 年 11 月 16 日
一部改正 国自安第 1 16 号
国自旅第 1 14 号
国自整第 1 14 号
平成 25 年 5 月 15 日
一部改正 国自安第 1 15 号
国自旅第 1 70 号
国自整第 1 78 号
平成 25 年 7 月 24 日
一部改正 国自安第 1 88 号
国自旅第 1 84 号
国自整第 1 26 号
平成 25 年 7 月 27 日
一部改正 国自安第 1 27 号
国自旅第 1 20 号
国自整第 1 23 号

国自整第148号
平成25年8月1日
一部改正
国自安旅第209号
国自自整第443号
国自自整第443号
平成25年12月1日
一部改正
国自安旅第312号
国自自整第623号
国自自整第398号
平成26年3月1日
一部改正
国自安旅第155号
国自自整第239号
国自自整第239号
平成27年11月1日
一部改正
平成27年自安旅第115号
国自自整第161号
国自自整第161号
平成28年9月8日
一部改正
国自安旅第163号
国自自整第325号
国自自整第227号
平成28年11月1日
最終改正
国自安旅第164号
国自自整第057号
国自自整第458号
平成29年3月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長
關東・近畿運輸局自動車監視指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖繩運輸局自動車技術安全部長
自動車局局長
自動車局局長
自動車局局長
政策課
旅客備課
旅客備課

国自整第148号
平成25年8月1日
一部改正
国自安旅第209号
国自自整第443号
国自自整第443号
平成25年12月1日
一部改正
国自安旅第312号
国自自整第623号
国自自整第398号
平成26年3月1日
一部改正
国自安旅第155号
国自自整第239号
国自自整第239号
平成27年11月1日
一部改正
平成27年自安旅第115号
国自自整第161号
国自自整第161号
平成28年9月8日
一部改正
国自安旅第163号
国自自整第325号
国自自整第227号
平成28年11月1日
一部改正
国自安旅第164号
国自自整第057号
国自自整第458号
平成29年3月1日
最終改正
国自安旅第162号
国自自整第162号
国自自整第169号
平成29年9月29日

各地方運輸局自動車技術安全部長
關東・近畿運輸局自動車監視指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖繩運輸局自動車技術安全部長
自動車局局長
自動車局局長
自動車局局長
政策課
旅客備課
旅客備課

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) (略)

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数と示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所で、他の事情を勘案して当該事業用自動車の種別、地理的条件に支障を生ずるおそれがないと認めるとは、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することではない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受託事業」という。）の用に供する施設とが同一敷地内にあり、受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にあり、旅客自動車運送事業運行管理者資格を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託事業の運行を兼務することができる。この場合は、受託事業の用に供する事業用自動車の数の合計数に於いて運行管理者を選任すること。

また、事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合であって、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業等」という。）の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の一般貨物自動車運送事業等の運行管理者又は一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務することができる（兼務することができる

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) (略)

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数と示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所で、他の事情を勘案して当該事業用自動車の種別、地理的条件に支障を生ずるおそれがないと認めるとは、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することではない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受託事業」という。）の用に供する施設とが同一敷地内にあり、受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にあり、旅客自動車運送事業運行管理者資格を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託事業の運行を兼務することができる。この場合は、受託事業の用に供する事業用自動車の数の合計数に於いて運行管理者を選任すること。

運行管理者は、旅客自動車運送事業の種類に応じた資格者証及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に於て、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

①～⑤ (略)

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれ別の種類の運行管理者の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者又は補助者を兼務することができ、この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に於て、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

(例) (略)

(4)～(5) (略)

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合には、一般貨物自動車運送事業等の運行を管理する営業所の一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務しても差し支えない。

また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であつて、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にあつても差し支えない。

ただし、これらの場合には、各営業所において、運行業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

(7)～(9) (略)

①～⑤ (略)

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれ別の種類の運行管理者の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者を兼務することができ、この場合、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に於て、当該複数の種類の事業のうちより多くの数の運行管理者資格者証を必要とする種類の事業における選任数の定めに従つて運行管理者を選任するよう指導すること。

(例) (略)

(4)～(5) (略)

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。

また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であつて、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にあつても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

(7)～(9) (略)

附 則

改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。